

岡山大学全学教育・学生支援機構規程

平成28年 3月31日

岡大規程第 4号

改正 平成30年3月30日規程第26号

改正 平成31年2月18日規程第 3号

改正 平成31年3月29日規程第61号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号。以下「管理学則」という。）第27条第5項の規定に基づき、岡山大学全学教育・学生支援機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(活動方針)

第2条 機構は、岡山大学の理念・教育目標を達成するための質の高い活動を行うため、学部・研究科及び他の全学組織と連携しながら、機構の専任教員と部局等からの兼任教員が密に協働し、統合的に活動する。

(自己評価)

第3条 機構は、機構に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(教育研究活動等の状況等の公表)

第4条 機構は、機構の教育研究活動等の状況について、定期的に公表する。

(業務)

第5条 機構は、次の各号に掲げる業務を推進するとともに、調査研究、企画、開発及び提言を行う。

- 一 全学の教育システムの整備に関すること。
- 二 入学者選抜、高大接続に関すること。
- 三 教養教育、国際教育及びその他全学共通教育に関すること。
- 四 学修支援に関すること。
- 五 学生の生活支援に関すること。
- 六 キャリア支援及び就職支援に関すること。
- 七 その他機構長が必要と認めた事項に関すること。

(機構内センター)

第6条 機構に、前条の業務を遂行するため、次の各号に掲げる組織（以下「センター」という。）を置く。

- 一 高等教育開発推進センター
- 二 基幹教育センター
- 三 高大接続・学生支援センター

2 前項のセンターに、次の各号のとおり部門を置く。

- 一 高等教育開発推進センター 全学教育システム部門，ソーシャル・ラーニング部門
- 二 基幹教育センター 教養教育部門，実践教育部門，外国語教育部門，日本語教育部門
- 三 高大接続・学生支援センター アドミッション部門，学生支援部門

(職員)

第7条 機構は、次の各号に掲げる職員で構成する。

- 一 機構長
- 二 副機構長
- 三 機構の各センターの長（以下「センター長」という。）
- 四 専任教員
- 五 兼任教員
- 六 その他必要な職員

2 前項に定める職員のほか、必要に応じ、機構の各センターの副の長（以下「副センター長」という。）及び部門長を加えることができる。

(機構長)

第8条 機構長は、総括副学長をもって充てる。

2 機構長は、機構を代表し、その業務を総括する。

(副機構長)

第9条 副機構長は、機構長の指名に基づき、学長が任命する。

2 副機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副機構長は、機構長の業務を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代理する。

(センター長)

第10条 センター長は、機構長の指名に基づき、学長が任命する。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、各センターの業務を掌理する。

(副センター長及び部門長)

第11条 機構のセンター及びその部門に、必要に応じて副センター長又は部門長を置くことができる。

2 前項の規定により副センター長又は部門長を置く場合は、機構長の指名に基づき学長が任命するものとする。また、任期は2年以内とし、再任を妨げない。

3 副センター長は、当該センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部門長は、当該部門の業務を処理する。

(専任教員)

第12条 機構の専任教員は、その職務内容に応じて、各センターに配置する。

(兼任教員)

第13条 学長は、機構長の推薦に基づき本学の教員に、機構の兼任教員として機構に兼ねて勤務を命ずる。

(運営会議)

第14条 機構に、管理学則第50条第4項に規定する教授会としての運営委員会として、岡山大学全学教育・学生支援機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第15条 機構の事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が別に定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。